

第 2 1 号 議 案

新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例

新宿区学童クラブ条例（平成 12 年新宿区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表富久町学童クラブの項の次に次のように加える。

余丁町学童クラブ	東京都新宿区若松町 16 番 2 号
----------	--------------------

別表北新宿第一学童クラブの項を次のように改める。

柏木小学校内学童クラブ	東京都新宿区北新宿二丁目 11 番 1 号 新宿区立柏木小学校内
-------------	-------------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第 3 項の規定 公布の日
 - (2) 別表の改正規定（北新宿第一学童クラブの項を次のように改める部分に限る。） 令和 8 年 1 月 1 日
 - (3) 別表の改正規定（富久町学童クラブの項の次に次のように加える部分に限る。） 令和 8 年 4 月 1 日

（準備行為）

- 2 柏木小学校内学童クラブに係るこの条例による改正後の新宿区学童クラブ条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条から第 10 条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、前項第 2 号に掲げる改正規定の施行の日前においても、改正後の条例第 7 条から第 10 条までの規定の例により行うことができる。
- 3 余丁町学童クラブに係る改正後の条例第 7 条から第 10 条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、附則第 1 項第 3 号に掲げる改正規定の施行の日前においても、改正後の条例第 7 条から第 10 条までの規定の例により行うことができる。

（提案理由）

北新宿第一学童クラブの名称を柏木小学校内学童クラブとし、その実施場所を定めるとともに、新たに余丁町学童クラブを実施する必要があるため